

## みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領

### (趣旨)

第1 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波により壊滅的な被害を被った本県の海岸防災林（国有財産地に存する海岸防災林を除く。以下同じ。）の再生に当たっては、次の各号を目標において、被災地における植樹等の森林づくり活動（以下「活動」という。）の実施を表明している地域住民や団体、企業等（以下「民間団体等」という。）の参加・協働を推進するものとする。

- (1) 次世代に継承される住民等の参加・協働による森林づくりの推進
- (2) 古くから地域住民等が親しみ維持してきた海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生
- (3) 潮害、飛砂、風害の防備等の災害防止機能を有し、背後の農地や居住地为災害から守る海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚

### (活動内容等)

第2 民間団体等の活動内容は、海岸防災林を確実に成林させるため、植栽木が活着し、雑草木に被圧される懸念がなくなるまでの一定の期間継続される森林づくり活動とする。

- 2 活動の対象とする森林（以下「活動対象森林」という。）は、県有防災林並びに活動に係る土地使用承諾が得られた市町有林及び私有林とする。
- 3 活動の実施に当たっては、県、市町及び民間団体等の3者で協定を締結するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみである場合は、県及び民間団体等の2者で協定を締結することができるものとする。
- 4 前項に定めるほか、公益社団法人宮城県緑化推進委員会（以下「県緑推」という。）からの申し出により、県及び県緑推の2者で協定を締結し、海岸防災林の再生に係る普及啓発及び森林づくり活動を行うことができるものとする。

### (植栽及び保育の条件)

第3 民間団体等は、再生させる海岸防災林が十分な災害防止機能等を発揮できるよう、別記1に掲げる条件に従って植栽及び保育等を行うものとする。

### (実施主体の資格要件)

第4 活動を実施する民間団体等（以下「実施主体」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 団体の目的、運営に関する規約を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制、技術等を有していること。
- (3) 植栽、保育等この要領に基づく活動全般に関し、善良な管理を行う資質と体制を有していること。

- (4) 地震発生時等の緊急時に自力で速やかに避難できる体制を有すること。
  - (5) 団体の目的が特定の者の利益に資するもの及び営利を目的としたものではないこと。
  - (6) 宮城県又は市町と現に係争関係にないこと。
  - (7) 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2第4項に定める協定に基づいて、県緑推が実施する森林づくり活動に参加する民間団体等については、前項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすことを要しないものとする。

(役割)

第5 県、市町、県緑推及び実施主体の役割は別記2に掲げるとおりとする。

(実施主体の選定)

第6 実施主体の選定は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 民間団体等からの申し出を受けて、連携して活動を推進する市町からの協議
  - (2) 県の公募
  - (3) 第2第4項による協定に基づいて県緑推が行う募集
- 2 前項第1号により協議しようとする市町は、予め活動する区域を県と調整するとともに、第4に基づく資格要件並びに実施主体の有する技能及び活動内容等を確認の上、別記様式第1号により県に協議するものとする。
- 3 第1項第2号の公募にあたっては、県は、予め活動する区域等の公募内容について市町と調整の上、県のホームページ等にこれを掲載して実施主体を公募するものとする。
- 4 県は、前項の公募に対し活動希望申請があった場合、第4に基づく資格要件並びに実施主体の有する技能及び活動計画等を確認の上、意見を付して市町と協議するものとする。
- 5 県は、実施主体を決定したときは、その結果を市町及び実施主体に通知するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に定める募集に係る実施主体については、県緑推が決定するものとする。

(協定締結)

第7 第6第1項第1号及び第2号により選定された実施主体は、第2第3項に基づき、原則として次の各号に掲げる事項を内容とする協定を締結するものとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 森林の名称、位置及び面積
- (3) 全体活動計画書の提出
- (4) 年間活動計画書の提出
- (5) 活動の着手
- (6) 活動実績の報告
- (7) 活動の実施
- (8) 安全確保等の措置

- (9) 経費の負担
- (10) 立木竹等の所有権等の権利
- (11) 標識等の設置
- (12) 法令等の遵守
- (13) 林野火災防止等の措置
- (14) 損害賠償
- (15) 活動実施箇所の適切な管理
- (16) 協定の破棄
- (17) 協定の有効期間
- (18) その他必要と認められる事項

2 前項の協定は、別記様式第2号により締結するものとする。

3 県と県緑推は、第2第4項に基づき、原則として次の各号に掲げる事項を内容とする協定を締結するものとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 普及啓発活動に関する連携
- (3) 参画支援に関する役割分担
- (4) 全体活動計画書の提出
- (5) 活動の実施
- (6) 経費の負担
- (7) 活動実施場所の管理
- (8) 協定の破棄
- (9) 協定の有効期間
- (10) その他必要と認められる事項

4 前項の協定は、別記様式第3号により締結するものとする。

#### (協定の変更)

第8 実施主体は、協定の内容を変更する場合は、別記様式第4号により県に協定変更届を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定変更届の提出があった場合には、その内容を調査し、意見を付して市町に協議するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみであり、県及び民間団体等の2者で協定を締結している場合は除く。

3 前項による協定の一部を変更する協定については、別記様式第5号により締結するものとする。

#### (協定の更新)

第9 実施主体は、協定有効期間満了後も活動を継続する場合は、別記様式第6号により県に協定更新届を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定更新届の提出があった場合には、その内容を調査し、意見を付し

て市町に協議するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみであり、県及び民間団体の2者で協定している場合は除く。

- 3 前項による協定の更新が妥当と認められる場合は、県は協定の更新を市町及び実施主体に通知し、別記様式第5号により締結するものとする。

#### (協定の終了)

第10 実施主体は、協定期間満了後に協定の更新を行わない場合には満了日の1か月前までに、協定期間満了前に協定の解消を行う場合には解消日の1か月前までに、別記様式第7号により県に協定終了届を提出しなければならない。

- 2 県は、前項により協定終了届の提出があった場合には、その内容を調査し、意見を付して市町に協議するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみであり、県及び民間団体の2者で協定している場合は除く。

- 3 前項による協定の終了が妥当と認められる場合は、県は協定の終了又は解消を市町及び実施主体に通知する。

#### (活動の実施)

第11 県、市町、県緑推及び実施主体は、第7に基づく協定内容を遵守し、相互の連携、協力のもと、適切な連絡調整を図りながら活動の円滑な実施に努めるものとする。

- 2 県、市町及び県緑推は、活動対象森林における活動が法令等により制限されている場合、当該法令等の規定を実施主体に遵守させることとする。

#### (施設の設置等)

第12 県及び市町は、実施主体の活動の実施に当たり、資材置き場等の施設が必要な場合、当該施設が仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質の変更が軽微なものであるときは、その設置を認めることができるものとする。

- 2 実施主体は、前項の施設を設置しようとする場合、協定に基づく活動計画書に予め記載するとともに、設置時期等詳細について別途県及び市町と調整を図らなければならない。

#### (立木竹等の所有権等の権利)

第13 実施主体は、活動対象森林における立木竹等についての所有権のほか、植栽、保育等の作業により生ずる一切の権利を有しないものとする。

#### (活動支援)

第14 県及び市町は、活動が円滑に実施されるよう、以下の各号について実施主体を支援するよう努めるものとする。

- (1) 活動開始に当たっての現地案内及び説明
- (2) 活動計画策定にあたっての助言
- (3) 活動に関する情報提供

(4) 活動実施にあたっての技術的指導等

(5) その他必要な情報提供等

(技術的指導)

第15 県（森林整備課又は当該活動実施箇所を管轄する地方振興事務所）の林業技術職員は、実施主体に対して、海岸防災林に求められる災害防止機能等が損なわれないよう、必要な指導を行うものとする。

(活動箇所の維持管理等)

第16 活動による植栽、保育等に係る点検は県が行う。

2 協定の有効期間内において、実施主体が継続して活動を実施することが困難となった場合又は実施主体では実施困難と認められる作業が生じた場合、活動対象森林の維持管理等については、原則として県が行うものとする。

(情報発信等の広報活動)

第17 県及び市町は、実施主体の活動計画及び実績をとりまとめ、個人情報の取扱いに十分注意し、インターネット等により積極的に情報を発信し、広報宣伝に努めるものとする。

附則

この要領は、平成26年1月21日から施行する。

附則

この要領は、平成26年12月15日から施行する。

附則

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月17日から施行する。